

兵庫県公報

平成27年3月23日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	1
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（消費流通課）	12

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例等の一部を改正する条例（条例第29号）

地方税法の一部改正等に伴い、個人県民税、法人事業税、地方消費税、不動産取得税、県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税及び狩猟税に係る規定について所要の整備を行うこととした。

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

食品表示法等の制定により、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき神戸市が処理することとしている飲食料品の製造業者等に対する立入検査等の事務について、当該事務の根拠となる規定が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定から食品表示法の規定に改められることに伴い、所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第29号

兵庫県税条例等の一部を改正する条例

（兵庫県税条例の一部改正）

第1条 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「譲渡等」の右に「又は特定課税仕入れ」を加える。

第16条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第18条の3第2項中「100分の10」を「100分の20」に改め、同項第2号中「課税山林所得金額（以下この項）」を「課税山林所得金額（次号）」に、「課税退職所得金額（以下この項）」を「課税退職所得金額（同号）」に改める。

第32条の14中「あっては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の右に「があるときは、その者」を加える。

第34条第1項中「除く」の右に「。第3項において同じ」を加え、同項第1号ア中「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号イ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ウの表中「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の5.5」を「100分の4.6」に、「100分の7.2」を「100分の6」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号イ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ウ中「100分の7.2」を「100分の6」に改める。

第45条の2第1項中「譲渡等」の右に「及び特定課税仕入れ」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第140条中「第4条の2（同規則第20条第4項において準用する場合を含む。）」を「第4条の2第1項」に改める。

附則第9条の4の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改め、同条第4項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の6の次に次の2条を加える。

(寄附金税額控除における申告特例控除額)

第9条の6の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第18条の3第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第18条の3第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の申告特例控除額は、第18条の3第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第18条第2項に規定する課税総所得金額から第18条の2第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

195万円以下の金額	85分の5
195万円を超え330万円以下の金額	80分の10
330万円を超え695万円以下の金額	70分の20
695万円を超え900万円以下の金額	67分の23
900万円を超える金額	57分の33

第9条の6の3 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

附則第15条の3中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則第16条第1項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第2項中「又は第59条の3第1項」を「、第59条の3第1項又は附則第17条の2第1項」に改める。

附則第17条中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の減額等)

第17条の2 知事は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(以下この条において「宅地建物取引業者」という。)が改修工事対象住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。)であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について改修工事(法附則第11条の4第4項に規定する改修工事をいう。以下この条において同じ。)を行った後、当該改修工事を行った住宅性能向上改修住宅(同項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下この条において同じ。)を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 前項の規定の適用を受ける宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に同項の規定の適用があることとなつた事実を証明するに足りる書類を添付して、第53条第1項の規定によって当該改修工事対象住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

- (1) 申告者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 取得した改修工事対象住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 当該改修工事対象住宅の取得年月日
- (4) 当該改修工事対象住宅の改修工事完了年月日
- (5) 当該住宅性能向上改修住宅を譲り受けた者の譲り受けた後の居住の有無

3 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該宅地建物取引業者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該改修工事対象住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

- 4 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該改修工事対象住宅に改修工事を行うこと及び当該改修工事対象住宅の取得の日から2年以内に当該改修工事が完了することを証明するに足る書類を添付して、第53条第1項の規定によって当該改修工事対象住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。
- (1) 申告者の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (2) 取得した改修工事対象住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 当該改修工事対象住宅の取得年月日
 - (4) 当該改修工事対象住宅の改修工事着工及び完了予定年月日
 - (5) 当該住宅性能向上改修住宅を譲り受ける者の譲り受けた後の居住の有無
- 5 第58条の規定は、第3項の規定による徴収猶予について準用する。この場合において、同条中「前条第1項」とあるのは「附則第17条の2第3項」と、同条第1号中「第56条第1項第1号又は第2項第1号」とあるのは「附則第17条の2第1項」と読み替えるものとする。
- 6 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該住宅について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該納税義務者の申請により、同項の規定によって減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。
- 7 第59条第2項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。
- 8 第6項の規定による還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第1項の規定の適用があることとなった事実を証明するに足る書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (2) 取得した改修工事対象住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 当該改修工事対象住宅の取得年月日
 - (4) 当該改修工事対象住宅の改修工事完了年月日
 - (5) 当該住宅性能向上改修住宅を譲り受けた者の譲り受けた後の居住の有無
 - (6) 還付を受けるべき金額
- 附則第18条第1項及び第3項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。
- 附則第21条の2第2項中「第7条の規定による登録」を「第7条第1項に規定する新規登録」に、「第59条の規定による検査()」を「第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する)」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条第3項を削る。
- 附則第21条の2の2第2項及び第3項中「附則第21条の2の4第4項から第7項まで」を「附則第21条の2の4第6項から第11項まで」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条第4項を次のように改める。
- 4 法附則第12条の2の3第4項各号に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得(前2項又は附則第21条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。
- 附則第21条の2の2に次の1項を加える。
- 5 法附則第12条の2の3第5項に規定するガソリン自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項又は附則第21条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。
- 附則第21条の2の4第1項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「30万円」を「35万円」に改め、同条第3項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「15万円」を「25万円」に改め、同条第8項を同条第12項とし、同項の前に次の2項を加える。
- 10 法附則第12条の2の5第10項に規定する自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。
- 11 法附則第12条の2の5第11項に規定する自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条の

規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（同項第5号に掲げるトラックにあっては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

附則第21条の2の4第7項中「附則第12条の2の5第7項」を「附則第12条の2の5第9項」に、「平成27年3月31日（同項第1号）」を「平成29年3月31日（同項第4号）」に改め、「自動車のうち車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項において同じ。）が12トンを超えるもの、法附則第12条の2の5第7項第2号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び同項第3号に掲げる」を削り、「平成26年10月31日」を「平成28年10月31日」に、「第93条中」を「同条中」に、「350万円」を「525万円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「附則第12条の2の5第6項」を「附則第12条の2の5第8項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「附則第12条の2の5第5項」を「附則第12条の2の5第7項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「附則第21条の2の4第5項」を「附則第21条の2の4第7項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「附則第12条の2の5第4項」を「附則第12条の2の5第6項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 法附則第12条の2の5第4項各号に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるもの以外の当該自動車の取得に係る第93条の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

5 法附則第12条の2の5第5項各号に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるもの以外の当該自動車の取得に係る第93条の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

附則第21条の4第1項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「次の各号」を「法附則第12条の2の7第1項各号」に改め、同項各号を削り、同条に次の1項を加える。

4 法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、同条第5項に規定する国際約束に基づき、平成30年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該国際約束の我が国以外の締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第102条第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

附則第24条から第26条の2までを次のように改める。

第24条及び第25条 削除

（狩猟税の課税免除）

第26条 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、第179条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われたときは、第179条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

（狩猟税の税率の特例）

第26条の2 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下

この条において「許可捕獲等」という。)を行った場合における狩猟税の税率は、第179条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者(鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。)として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第8項(鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する者(鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。)の従事者(鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいう。)として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

附則第38条中「100分の0.48」を「100分の0.72」に、「100分の0.504」を「100分の0.756」に、「100分の0.2」を「100分の0.3」に、「100分の0.21」を「100分の0.315」に、「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の3.99」を「100分の3.255」に、「100分の5.5」を「100分の4.6」に、「100分の5.775」を「100分の4.83」に、「100分の7.2」を「100分の6」に、「100分の7.56」を「100分の6.3」に改める。

附則第44条第1項中「平成26年10月1日」を「平成27年4月1日」に、「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の2.2」を「100分の1.6」に、「100分の5.5」を「100分の4.6」に、「100分の3.2」を「100分の2.3」に、「100分の7.2」を「100分の6」に、「100分の4.3」を「100分の3.1」に改め、同条第2項中「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の2.2」を「100分の1.6」に、「100分の3.99」を「100分の3.255」に、「100分の2.39」を「100分の1.755」に、「100分の5.5」を「100分の4.6」に、「100分の3.2」を「100分の2.3」に、「100分の5.775」を「100分の4.83」に、「100分の3.475」を「100分の2.53」に、「100分の7.2」を「100分の6」に、「100分の4.3」を「100分の3.1」に、「100分の7.56」を「100分の6.3」に、「100分の4.66」を「100分の3.4」に改める。

第2条 兵庫県税条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第23条第1項第18号」に改める。

第34条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の2.5」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の6」を「100分の4.8」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の4.8」に改める。

第44条の2第1項中「第21条の7」を「第21条の6」に、「第72条の2第9項第1号」を「第72条の2第10項第1号」に、「第72条の23第1項ただし書」を「第72条の23第2項」に改める。

附則第20条及び第21条を次のように改める。

第20条及び第21条 削除

附則第32条の3第1項中「附則第18条の2第1項」を「附則第18条の3第1項」に改め、同条第2項中「附則第18条の2第3項」を「附則第18条の3第2項」に、「及び附則第33条の2」を「、附則第33条の2及び第33条の3」に改める。

附則第33条の2の次に次の1条を加える。

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第33条の3 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約(以下この条において「未成年者口座管理契約」という。)に基づき同法第37条の14の2第1項各号に規定する未成年者口座内上場株式等(以下この条において「未成年者口座内上場株式等」という。)の譲渡をした場合には、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第1号に規定する未成年者口座(以下この条において「未成年者口座」という。)からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった未成年

年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、法附則第35条の3の3第2項に規定する払出し時の金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管若しくは返還又は同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあった未成年者口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第3号ロに掲げる贈与により払出しがあった未成年者口座内上場株式等を取扱った県民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもって当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取扱ったものとそれぞれみなして、前項及び附則第32条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

- 3 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに同条第6項に規定する契約不履行等事由が生じた場合には、法附則第35条の3の3第3項各号に定めるところにより、県民税に関する法令の規定を適用する。

附則第44条第1項中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」を「100分の2.5」に、「100分の1.6」を「100分の0.9」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の2.3」を「100分の1.4」に、「100分の6」を「100分の4.8」に、「100分の3.1」を「100分の1.9」に改める。

（兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 第3条 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成24年兵庫県条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

附則第3項中「譲渡等及び第2号施行日」を「譲渡等（平成27年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）に該当するものを除く。以下同じ。）及び特定課税仕入れ（同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）並びに第2号施行日」に、「譲渡等及び第1号施行日」を「譲渡等及び特定課税仕入れ並びに第1号施行日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中兵庫県税条例附則第24条から第26条の2までの改正規定（同条例附則第26条第2項に係る部分に限る。）及び附則第38項の規定 平成27年5月29日
 - (2) 第1条中兵庫県税条例第4条第2項第3号及び第45条の2の改正規定、第3条中兵庫県税条例等の一部を改正する条例附則第3項の改正規定並びに附則第19項の規定 平成27年10月1日
 - (3) 第1条中兵庫県税条例第16条第2項及び第32条の14の改正規定並びに附則第3項及び第5項の規定 平成28年1月1日
 - (4) 第2条（兵庫県税条例第44条の2第1項（「第21条の7」を「第21条の6」に、「第72条の2第9項第1号」を「第72条の2第10項第1号」に改める部分に限る。）及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第14項から第18項まで及び第21項から第33項までの規定並びに附則第41項の規定（産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）附則に附則第8項を加える部分に限る。） 平成28年4月1日
 - (5) 第2条中兵庫県税条例附則第32条の3の改正規定及び同条例附則第33条の2の次に1条を加える改正規定並びに附則第7項の規定 平成29年1月1日
（県民税に関する経過措置）
- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の兵庫県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第16条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第18条の3第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度

- 分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第32条の14の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新条例第4条第2項第1号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の兵庫県税条例（以下「旧条例」という。）第4条第2項第1号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。
 - 6 新条例附則第9条の6の2及び第9条の6の3の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
 - 7 附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
 - 8 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
（事業税に関する経過措置）
 - 9 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
 - 10 新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の調整後付加価値額（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 号。以下「27年改正法」という。）附則第8条第2項に規定する調整後付加価値額をいう。次項から附則第13項までにおいて同じ。）が30億円以下であるものについては、基準法人事業税額（同条第2項に規定する基準法人事業税額をいう。次項において同じ。）が同条第2項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額（同条第2項に規定する事業税額をいう。次項から附則第13項までにおいて同じ。）から控除するものとする。
 - 11 新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が27年改正法附則第8条第2項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。
 - 12 新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、基準法人事業税額（27年改正法附則第8条第4項に規定する基準法人事業税額をいう。次項において同じ。）が同条第4項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。
 - 13 新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が27年改正法附則第8条第4項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。
 - 14 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例（以下「28年新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
 - 15 28年新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の調整後付加価値額（27年改正法附則第9条第2項に規定する調整

後付加価値額をいう。次項から附則第18項までにおいて同じ。)が30億円以下であるものについては、基準法人事業税額(同条第2項に規定する基準法人事業税額をいう。次項において同じ。)が同条第2項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額(同条第2項に規定する事業税額をいう。次項から附則第18項までにおいて同じ。)から控除するものとする。

16 28年新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が27年改正法附則第9条第2項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

17 28年新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人(他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。)で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、基準法人事業税額(27年改正法附則第9条第4項に規定する基準法人事業税額をいう。次項において同じ。)が同条第4項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

18 28年新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が27年改正法附則第9条第4項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

(地方消費税に関する経過措置)

19 新条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に事業者(地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の77第1号に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。)第4条の規定による改正後の消費税法(以下この項において「新消費税法」という。)第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。)以外のものをいう。)及び特定課税仕入れ(新消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。)に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等(消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

20 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

21 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった同号に掲げる規定による改正前の兵庫県税条例(以下「28年旧条例」という。)附則第21条に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下「紙巻たばこ3級品」という。)に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

22 次の各号に掲げる期間内に、28年新条例第65条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、28年新条例第68条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円

23 平成28年4月1日前に28年旧条例第65条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(28年旧条例第68条の2第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(地方税法第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場

- から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 24 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を平成28年5月2日までに、知事に提出しなければならない。
- (1) 所持する紙巻たばこ3級品の本数及び当該紙巻たばこ3級品の本数のうち県たばこ税の課税標準となるものの本数
 - (2) 前号の課税標準となる紙巻たばこ3級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
 - (3) その他参考となるべき事項
- 25 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。
- 26 附則第23項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、28年新条例第68条の4の2の規定中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号）附則第24項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成28年5月2日」と読み替えて、28年新条例の規定中県たばこ税に関する部分（28年新条例第67条から第68条の2まで、第68条の4及び第68条の5の規定を除く。）を適用する。
- 27 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、附則第23項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、28年新条例第68条の5の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が28年新条例第68条の4の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 28 平成29年4月1日前に28年新条例第65条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（28年新条例第68条の2第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 29 附則第24項から第27項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第24項	前項に	附則第28項に
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第24項第2号	前項	附則第28項
附則第25項	前項	附則第29項において準用する附則第24項

	平成28年 9月30日	平成29年10月 2日
附則第26項	附則第23項	附則第28項
	同項	同項及び附則第29項において準用する附則第24項
	兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号）附則第24項	兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号）附則第29項において準用する附則第24項
	平成28年 5月 2日	平成29年 5月 1日
附則第27項	附則第23項	附則第28項

30 平成30年 4月 1日前に28年新条例第65条第 1項に規定する売渡し又は同条第 2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ 3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ 3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき105円とする。

31 附則第24項から第27項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第24項	前項に	附則第30項に
	平成28年 5月 2日	平成30年 5月 1日
附則第24項第 2号	前項	附則第30項
附則第25項	前項	附則第31項において準用する附則第24項
	平成28年 9月30日	平成30年10月 1日
附則第26項	附則第23項	附則第30項
	同項	同項及び附則第31項において準用する附則第24項
	兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号）附則第24項	兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号）附則第31項において準用する附則第24項
	平成28年 5月 2日	平成30年 5月 1日
附則第27項	附則第23項	附則第30項

32 平成31年 4月 1日前に28年新条例第65条第 1項に規定する売渡し又は同条第 2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ 3級品の貯蔵場所、これらの者が小

売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき204円とする。

33 附則第24項から第27項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第24項	前項に	附則第32項に
	平成28年 5月 2日	平成31年 4月30日
附則第24項第2号	前項	附則第32項
附則第25項	前項	附則第33項において準用する附則第24項
	平成28年 9月30日	平成31年 9月30日
附則第26項	附則第23項	附則第32項
	同項	同項及び附則第33項において準用する附則第24項
	兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号）附則第24項	兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号）附則第33項において準用する附則第24項
	平成28年 5月 2日	平成31年 4月30日
附則第27項	附則第23項	附則第32項

(自動車取得税に関する経過措置)

34 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

35 新条例附則第21条の4第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

36 新条例附則第21条の4第4項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

(狩猟税に関する経過措置)

37 新条例附則第26条第1項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

38 新条例附則第26条第2項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

39 新条例附則第26条の2の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

40 施行日から附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第26条及び第26条の2の規定の適用については、新条例附則第26条中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、新条例附則第26条の2第1項中「鳥獣保護管理法第56条」とあるのは「鳥獣保護法第56条」と、「鳥獣保護管理法第9条第1項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「鳥獣保護管理法第2条第9項」とあるのは「鳥獣保護法第2条第5項」と、同条第2項中「鳥獣保護管理法第9条第8項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは、「鳥獣

保護法第9条第8項に規定する従事者証」と、「同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項（鳥獣被害防止特措法）」と、「者（同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。

（産業の集積の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部改正）

41 産業の集積の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（事業税の不均一課税に係る調整）

7 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号。次項において「平成27年県税条例等改正条例」という。）附則第10項から第13項までの規定の適用がある法人に対する第8条第1項の規定の適用については、同項中「第34条並びに附則第11条、第38条、第39条及び第44条の規定により定められた税率を適用して計算した金額」とあるのは、「第34条並びに附則第11条、第38条、第39条及び第44条並びに兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号。次項において「平成27年県税条例等改正条例」という。）附則第10項から第13項までの規定により計算した金額」とする。

8 平成27年県税条例等改正条例附則第15項から第18項までの規定の適用がある法人に対する第8条第1項の規定の適用については、同項中「第34条並びに附則第11条、第38条、第39条及び第44条の規定により定められた税率を適用して計算した金額」とあるのは、「第34条並びに附則第11条、第38条、第39条及び第44条並びに平成27年県税条例等改正条例附則第15項から第18項までの規定により計算した金額」とする。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第30号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表17の2の部を削り、同表67の8の部の次に次のように加える。

67の8の2 食品表示法に基づく事務

事務	市町
<p>食品表示法（平成25年法律第70号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所及び事業所が1の市の区域内のみに存する食品関連事業者（法第2条第3項第1号に規定する食品関連事業者をいう。）に係るものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第6条第1項の規定による指示に関する事務 (2) 法第6条第5項の規定による命令に関する事務 (3) 法第7条の規定による公表に関する事務 (4) 法第8条第1項又は第2項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入検査及び質問に関する事務 (5) 法第12条第1項の規定による申出の受理に関する事務 (6) 法第12条第3項の規定による調査に関する事務 (7) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号。以下この部において「政令」という。）第5条第3項又は第7項の規定による報告に関する事務 (8) 政令第5条第5項又は第6項の規定による通知の受理に関する事務 (9) 政令第6条第3項又は第7項の規定による報告に関する事務 (10) 政令第6条第5項又は第6項の規定による通知の受理に関する事務 	<p>神戸市</p>

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。